

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名		農業協同組合法				法令番号		昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号											
手続名		農地信託規程の変更の承認				根拠条項		第 1 1 条の 4 2 第 3 項											
審査基準		「農業協同組合及び農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6374 号農林水産省経営局長通知）																	
		1 農地信託規程の設定又は変更の承認を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。 （1）施行規則第 50 条に規定する記載事項が農地信託規程に記載されていること （2）事業実施組合は、信用事業を行う組合に限られること （3）農地法等の法令に違反することとならないこと （4）事業運営の健全性その他組合員の利益保護が十分に確保されていること （5）信託財産の貸付け及び売渡しに関する事項が組合員の農業経営の改善に資するよう定められていること																	
		2 農地信託規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。																	
		※ 佐賀県農業協同組合法施行細則第 9 条第 2 項に明記																	
受付機関		生産者支援課		処理機関		生産者支援課		交付機関		生産者支援課		標準処理期間		3 0 日		目次		3 2	
												標準経由期間		日		No.			